

II 取引指導繭価の設定等

1 取引指導繭価等

繭糸価格安定法の一部を改正する法律（平成9年法律第62号）の施行により、10年4月1日以降、従来の安定価格帯制度は廃止され、繭代の算定の上で、基準となる指標がなくなったことから、農林水産省は、取引指導繭価での農家手取りを確保し、蚕糸業の経営の安定を図ることが引き続き蚕糸行政の基本であるとの観点から、従来の経緯を踏まえつつ、取引指導繭価の仕組みの運用のルール等を明確化した蚕糸業経営安定対策要綱（平成10年1月20日付け10農産第349号農林水産事務次官依命通知）を制定して関係者に通知し、その趣旨を徹底させることとなった。

この蚕糸業経営安定対策要綱に基づき、平成19年3月9日付けで農林水産大臣により平成19生糸年度における取引指導繭価等（取引指導繭価1,518円/生繭kg、基準繭価100円/生繭kg、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み4万俵、輸入糸調整金単価の水準190円/生糸kg、下位指標価格3,100円/生糸kg、上位指標価格4,900円/生糸kg）が設定された。

第1表 取引指導繭価等の推移

（単位：円）

生糸年度 価格	10	11	12	13	14	15	16
上位指標価格	6,000	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
下位指標価格	4,700	3,600	3,600	3,600	3,100	3,100	3,100
基準繭価	380	190	190	190	100	100	100
取引指導繭価	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518

生糸年度 価格	17	18	19
上位指標価格	4,900	4,900	4,900
下位指標価格	3,100	3,100	3,100
基準繭価	100	100	100
取引指導繭価	1,518	1,518	1,518

(参考) 安定帯価格等の推移

(単位：円)

生糸年度 価格	3		4		5		6		7		8		9
			当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	
安定上位価格	14,800	14,800	13,800	12,400	12,400	10,600	10,600	9,200	9,200	8,700	8,700	8,700	
安定基準価格	10,400	10,400	10,400	8,400	8,400	7,200	7,200	6,000	6,000	5,500	5,500	5,500	
基準繭価	1,518	1,518	1,518	1,226	1,226	1,051	1,051	592	592	500	500	500	
取引指導繭価	—	—	—	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	
事業団買入価格	10,300	10,300	10,300	8,300	8,300	7,100	7,100	5,900	5,900	5,400	5,400	5,400	

(注) 第1表及び(参考)においては

1. 生糸の価格は標準生糸(27中3A格)についてのものである。
2. 基準繭価は、4生糸年度まで繭格2等で生糸量歩合18.5%、5生糸年度より繭格がA格であって生糸量歩合18.5%の繭についてのものである。

2 蚕糸政策

蚕糸業は、我が国固有の和装文化を支える産業として、また中山間地域における重要な作目として位置付けられているものの、絹需要の減少や養蚕従事者の高齢化、後継者難など極めて厳しい現状にあり、養蚕業の規模が縮小を続けている状況にある。このため、今後とも持続的な養蚕業を実現するためには、川上・川下一体となったモノ作り、新分野の開発などの推進体制を構築することとし、平成17年から3年間の構造改革を実施し、平成20年には国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態に誘導することとなった。また、構造改革の一層の促進を図る観点から、養蚕・製糸側と需要者側との定期的な協議の場の創設への協力、関連事業との連携強化などを行うこととしている。

(1) 繭生産対策

近年、繭生産は養蚕農家の高齢化等の要因もあり、減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いている。しかし、養蚕業は、重要な地域特産品として、また、伝統的産業として技術の継承・育成を含めその振興を図ることが重要である。

この現況を踏まえて次の諸対策を積極的に講ずることとした。

ア 高品質繭の誘導

高品質な繭生産への一層の誘導を図るため、これまでどおり一定の加算措置を講ずるものの、品質の低い繭の補てん水準については大幅に引き下げることとし、養蚕農家の手取りと生産意欲の向上を図る。

イ 養蚕文化継承地域の育成

養蚕文化継承地域(養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域をいう。)において、3令まで共同飼育した稚蚕を

当該地域の養蚕農家に配蚕することにより養蚕作業の省力化・効率化を推進する。

(2) 輸入対策

19 生糸年度の実需者生糸輸入については、生糸の需給バランスを図りつつ、絹業の経営の安定に配慮して年間割当数量の見込みを 40,000 俵とし、これを基礎として、四半期ごとに需給・価格動向に応じて弾力的に調整（生糸価格が下位指標価格を下回る場合は一定率（20%）を削減し、上位指標価格を上回る場合は一定率（20%）を増加する。）することとした。

なお、輸入糸調整金の単価は、生糸から絹糸への輸入のシフト、織物業者の経営状況等を考慮し、190 円/kg（前年同）とされた。

(参考)

ア 繭の輸入

繰糸に適する繭（乾繭）の輸入については、7 年 4 月以降の WTO 協定の発効に伴い、従来の事前確認制から関税割当制に移行している。仕組みとしては、需給上必要な量（＝関税割当数量）は、無税（8 年 4 月 1 日より適用）として製糸の操業確保を図る一方、これ以上の量は二次税率（高税率）を適用し、国内生産者を保護することとなった。平成 19 年度（この場合は 4 月～3 月の事業年度）の輸入乾繭関税割当数量は、1,995 トン（国産繭の引取りに対応して配分）に設定・公表されることになった。

イ 19 生糸年度の繭価算定方式

18 生糸年度に引き続き「取引指導繭価 1,518 円/生繭 kg」が設けられた。この取引指導繭価の確保を図るため、輸入糸調整金及び蚕糸業経営安定対策交付金を活用した蚕糸業経営安定対策事業の実施を通じて、養蚕農家及び製糸業者の経営の安定を図ることとした。